

議案第 5 9 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成 1 1 年条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

別表建築基準法関係手数料の表一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

大規模の修繕又は大規模の模様替に係る既存不適格建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000 円
大規模の修繕又は大規模の模様替に係る既存不適格建築物の道路内における建築の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件につき 28,000 円

別表建築基準法関係手数料の表に次のように加える。

建築基準法第 9 3 条の 2	1 通につき 300 円
-----------------	--------------

に規定する国土交通省令 で定める書類の写しの交 付	
---------------------------------	--

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項及び別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料」に改める。

別表消防法関係手数料の表貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表建築基準法関係手数料の表に建築基準法第93条の2に規定する国土交通省令で定める書類の写しの交付の項を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表消防法関係手数料の表貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項の規定は、令和6年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

建築基準法の改正に伴い大規模の修繕等に係る既存不適格建築物の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえ危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。